

回答自治体名： 福島県

担当課室： 生活環境部環境保全総室 中間貯蔵施設等対策室

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

1 基本方針に基づく指定廃棄物の県内処理方針の堅持と速やかな指定廃棄物の処理

国は放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）に基づく基本方針を変更することなく、指定廃棄物が排出された都道府県内において、速やかかつ確実に指定廃棄物の処理を進める必要がある。

2 指定廃棄物の処理責任の堅持

国は特措法に基づき、指定廃棄物の最終処分まで責任を持って行う必要がある。

3 農林業系汚染廃棄物の処理の促進

農林業系廃棄物（指定廃棄物を含む）は、国による処理体制が構築されるまで一時保管している状況にあり、風評被害や稲わら等可燃性廃棄物の腐敗による周辺への影響が懸念されるので、国が整備を計画している農林業系汚染廃棄物等の減容化施設について、住民理解促進の取組を継続し、早期に整備を図る必要がある。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

1 特措法第13条関係

平成25年12月の対策地域内廃棄物処理計画の改定に当たり、本県の意見として「①帰還困難区域についても早期に処理方針を明確にし、各市町村の復興計画の実現に支障がないよう対応すること。②各市町村の状況を踏まえた処理スケジュールと終期目標を早期に示すこと。③実施に当たっては、関係市町村の意向に沿いながら、対策地域内廃棄物の適用範囲をより広く捉え、柔軟に対応すること。」の3項目を提出しているが、①の帰還困難区域の処理方針、②の処理スケジュール・終期目標については、いまだ策定されていない。（③については以下のとおり。）避難地域の早期復興のためにも、①②について早急に明らかにする必要がある。

2 同法施行規則第3条第1号関係

平成24年4月13日に施行された規則改正により、「事業活動に伴い生じた廃棄物」が対策地域内廃棄物から除外されたが、規則改正の趣旨は、「再開された事業活動に伴い生ずる廃棄物を国が処理を行った場合、対策地域外の事業者との競争上の不公平が生じるため」とされていた。この改正趣旨からすれば、対策地域内廃棄物から除外されるのは、事業を再開し、対策地域外の事業活動から生じるものと同様の排出形態である廃棄物と解釈されるが、実際の運用では、対策地域内廃棄物により限定的に取り扱われている。以下に示す廃棄物等は事業活動を再開するために排出されたものであり、震災や原発事故による長期避難により廃棄等処分せざるを得なくなったものであるため、これを国が処理することにより対策地域以外の事業者との公平性が損なわれるとは考えられない。規則改正の趣旨どおり、対策地域内廃棄物から除外するのは、再開された事業活動から生じたものに限定して解釈、運用するべきと考える。

- ・ コンビニエンスストア等の事業再開に伴って排出される廃棄物
- ・ 工場内に残置された廃棄物
- ・ 住宅等修繕廃棄物

3 同法施行規則第3条第2号関係

対策地域内廃棄物から除外される廃棄物として、施行規則第3条第2号で「警戒区域又は計画的避難区域が解除された後に生じた廃棄物」が規定されている。しかし、実際には「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に再編され、避難指示が解除された地域以外では住民は帰還できない。

長期避難に伴う鳥獣被害等により汚損したいわゆる荒廃家屋や、帰還のための片付けごみ等については対策地域内廃棄物として柔軟な対応が取られているが、国の対応をより明確にするため、規則第3条第2項の規定を「避難指示が解除された後に生じた廃棄物」に改めるべきと考える。

4 汚染廃棄物対策地域内の動物の死体の処理

平成23年5月、原子力災害対策本部長からの指示で家畜の安楽死処分及び一時埋却等が行われ、現在も一時埋却等の状態が続いており、一部の場所では復興事業の妨げとなっている。

また、避難指示区域においてイノシシ等が農地を掘り返す等の被害が出ていることから、農地等の荒廃を防止するため、環境省等が平成25年度から捕獲事業を行っているが、捕獲したイノシシ等は放射性物質による汚染の影響から食用にできず一時埋

却されており、一部の町村では埋却場所の確保に苦慮している。

これらの一時埋却された動物の死体については、対策地域内廃棄物として速やかに適正な処分を行う必要がある。

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

1 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物等に係る処理の促進

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物等の 8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物は、特措法で廃棄物処理法の基準に上乗せした基準を適用することにより既存施設での処理が可能とされているが、処理施設周辺の住民等の理解が得られないこと等から、円滑な処理が進んでいない事例が見られる。このため、これまでの放射性物質や廃棄物処理に関する正確な知識の普及に加え、国において、汚染廃棄物の減容化技術、焼却灰からの放射性物質の分離技術等の研究開発の充実と実用化、市町村等が実証事業を行う場合や独自の安全対策を講じた場合に要する経費に対する財政支援などの対策を講じる必要がある。

④ その他

1 旧警戒区域の漁場におけるがれきの撤去及び処分

福島第一原子力発電所から半径 20 km については、警戒区域の指定を解除されているが、当該区域の漁場を復旧させるため、国の責任によるがれきの撤去及び処分を特措法に位置づける等、処理スキームを構築すること。

ご協力ありがとうございました。